

福岡市立高等学校体育大会出場補助金交付要綱

(通 則)

第 1 条 福岡市立高等学校体育大会出場補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和 4 1 年規則第 3 5 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 この補助金は、市立高等学校生徒（市立特別支援学校高等部生徒を含む。以下同じ。）が本県以外の地で開催される体育大会に出場する場合においてその経費の一部を補助し、もって高等学校体育教育の振興を図ることを目的とする。

(対象となる大会)

第 3 条 この補助金の交付対象となる体育大会は、高等学校体育連盟及び高等学校野球連盟が主催する全国大会及び九州大会（以下「大会」という。）とする。

(補助対象経費)

第 4 条 この補助金の交付の対象となる経費は、前条の大会出場に係る交通費、大会参加料、宿泊費とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、大会出場生徒の人数に別表に掲げる額を乗じた額とする。ただし、大会出場生徒の人数は各大会実施要綱で定める出場選手の人数を超えることができない。

(申請手続)

第 6 条 市立高等学校長（以下「校長」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、大会開催の 1 4 日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 大会要綱
- (2) 出場生徒及び引率者名簿
- (3) 大会出場日程
- (4) 大会出場経費収支予算書

(交付決定の通知)

第 7 条 市長は、校長から補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、交付決定通知書を校長に送付するものとする。

(実績報告)

第 8 条 校長は、大会出場終了後すみやかに、実績報告書の次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 成果を証する書類
- (2) 大会出場経費収支決算書

(補助金の額の確定等)

第 9 条 市長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る大会出場の実績結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、校長に通知する。

(交付決定の取消等)

第10条 市長は、次の各号に掲げる場合には交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 大会が中止された場合又は大会の出場を中止し若しくは大会出場の人数が減少した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の交付に関して不正、怠慢その他不適当な行為があった場合
- (4) 福岡市補助金交付規則又はこの要綱に違反した場合

2 市長は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和58年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月11日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 定時制高等学校の体育競技大会への出場者に対する補助金交付要綱は、廃止する。

(実施期間)

- 3 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

別表 (第5条関係)

大会開催都道府県名	1人当たり交付金額 全日制生徒
北海道、青森、岩手、秋田、山形	30,000円
宮城、福島、新潟、沖縄	20,000円
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	16,000円
富山、石川、福井、長野、静岡、愛知、三重	14,000円
岐阜、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、徳島、香川、高知	12,000円
島根、広島、愛媛、宮崎、鹿児島	10,000円
山口、佐賀、熊本、大分、長崎	6,000円